



税関保税ニュース 第3号

発行: 門司税関監視部保税地域監督官
TEL: 050-3530-8387

保税地域の処分基準の改正について

●保税地域で非違が行われた場合の処分基準は関税法、関税法基本通達で定められていますが、令和2年1月1日から関税法基本通達の一部改正されました。

【改正内容】

①非違が故意に行われた際の加算点数変更

非違が故意に行われたと認められる場合は20点へ、関税等のほ脱若しくは無許可輸出入を目的として行われた場合又はこれらの事実を隠ぺいするために行われた場合は40点へ引上げ。(関税法基本通達48-1(1)ハ(ハ))

★POINT

・非違が故意に行われた際の厳罰化
被許可者からの申し出以外の方法により
発覚した場合、最低でも**搬入停止処分が確実**となります。



②被許可者から非違の申し出があった場合の減算規定の緩和

被許可者から非違の申し出があった場合、過去に同様の非違が行われていれば点数の減算が出来ないようになっていました。

今回の改正で**過去同様の非違を行っていても減算が可能**になりました。
(関税法基本通達48-1(1)ハ(ニ))

★POINT

・被許可者からの申し出であれば、点数の減算が可能となり、処分が軽くなる可能性があります。

キーワードは「**被許可者からの申し出**」です。

今回の改正は社内での自浄作用を期待してのものとなっています。

申し出が出来るということは社内でのチェック機能がしっかりと働いている証拠です。倉主の皆様は定期的な内部監査等で適切に貨物管理体制を築いて頂くようお願いいたします。

新旧対照表



改正後

第3節 保税蔵置場

(保税蔵置場に対する処分の基準等)

48-1 保税蔵置場について、法第48条第1項の規定に基づく処分を行うとする場合は、次による。ただし、次により処分を行うことが適当でないと判断される場合又は疑義が生じた場合は、意見を付して、あらかじめ本省と協議する。

(1) 法第48条第1項第1号に基づく処分

イ～ロ (省略)

ハ 処分点数の算出方法

処分は、非違の内容に応じて、順次、次により算出した点数の合計点数（1点未満の端数があるときは、これを切り捨てる。下記(2)イ(ハ)において同じ。）に基づき行う。

(イ)～(ロ) (省略)

(ハ) 非違が故意に行われたと認められる場合は、20点（当該非違が関税等のほ脱若しくは無許可輸出入を目的として行われた場合又はこれらの事実を隠ぺいするために行われた場合は40点）を加算する。

(ニ) 被許可者から非違が行われた旨の申し出があった場合は、(イ)から(ハ)までにより算出した合計点数から、その2分の1に相当する点数を減算することができる。ただし、税関が具体的な非違の指摘をした後に申し出があった場合その他減算することが適当でないと認められる場合を除く。

改正前

第3節 保税蔵置場

(保税蔵置場に対する処分の基準等)

48-1 保税蔵置場について、法第48条第1項の規定に基づく処分を行うとする場合は、次による。ただし、次により処分を行うことが適当でないと判断される場合又は疑義が生じた場合は、意見を付して、あらかじめ本省と協議する。

(1) 法第48条第1項第1号に基づく処分

イ～ロ (同左)

ハ 処分点数の算出方法

処分は、非違の内容に応じて、順次、次により算出した点数の合計点数（1点未満の端数があるときは、これを切り捨てる。下記(2)イ(ハ)において同じ。）に基づき行う。

(イ)～(ロ) (同左)

(ハ) 非違が故意に行われたと認められる場合は、10点（当該非違が関税等のほ脱若しくは無許可輸出入を目的として行われた場合又はこれらの事実を隠ぺいするために行われた場合は20点）を加算する。

(ニ) 被許可者から非違が行われた旨の申し出があった場合は、(イ)から(ハ)までにより算出した合計点数から、その2分の1に相当する点数を減算することができる。ただし、税関が具体的な非違の指摘をした後に申し出があった場合、過去にも同様の非違が行われた場合その他減算することが適当でないと認められる場合を除く。

保税業務での疑問、相談等があればお気軽に管轄の税関保税担当部門までご連絡ください。



◆通報先 門司税関密輸ダイヤル(24時間受付)

シロイ クロイ

○フリーダイヤル 0120-461-961

○税関ホームページ <http://www.customs.go.jp/moji/>

○メールアドレス moji-hozei@customs.go.jp

◆相談先 門司税関監視部保税地域監督官

○TEL番号 050-3530-8387

○FAX番号 093-332-8398



門司税関HP